

# 平成 21 年度第 1 回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

平成 21 年 7 月 10 日（金）15 時 00 分～18 時 00 分  
札幌市役所本庁舎 18 階 第一常任委員会会議室

## 第一部

### 1 開会

### 2 財政局理事あいさつ

### 3 新委員紹介、事務局自己紹介

### 4 委員長あいさつ

### 5 報告事項

政府調達状況等について

ア 平成 20 年度の政府調達案件の契約件数等について

イ 平成 17 年度から平成 20 年度までの政府調達案件の実施状況等について

工事検査について

平成 20 年度に工事管理室が所管した工事検査について

参加停止措置状況について

ア 平成 20 年度の主な改正点について

イ 平成 17 年度から平成 20 年度までの参加停止措置状況について

平成 20 年度工事等発注状況

入札方式別発注状況、落札率及びくじ引き入札等の状況について

入札制度の改正について

適正価格での受注による建設業の健全な育成、雇用の確保及び下請業者等の保護・育成等を図ることを目的とした改正。

ア 最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定基準の改正について

イ 失格判断基準の改正について

ウ 低入札価格調査制度における工事完成後調査の新設について

### 6 その他

平成 21 年度札幌市入札・契約等審議委員会及び札幌市入札等監理分科会の開催予定案について

## 7 質疑応答

低入札価格調査制度における工事完成後調査の新設について

- (委員) 最低制限価格及び低入札調査基準価格を改正することで、落札率は上がるのか。
- (事務局) 今回の改正で、最低制限価格及び低入札調査基準価格は1～2%上がると試算している。最低制限価格付近での入札がかなり多く行われていることを考えると、今回の改正により落札率は若干あがるのではないかと考えている。
- (委員) 工事完成後調査を新設するということが、これに従事する職員は増員されるのか。
- (事務局) これまでの低入札価格調査に加え、工事完成後に、下請への支払い状況等を確認する調査を行うが、現行体制で調査を行うことになる。
- (委員) 労働者に賃金が支払われているか等についての調査以外に、どのような調査が行われるのか。
- (事務局) 品質確保の観点、安全管理の観点等からも調査を行うことになると考えている。
- (委員) 賃金の未払い等があった場合、札幌市はどのように対応するのか。
- (事務局) 元請への指導や、参加停止措置等が考えられる。但し、元請と一次下請の関係についてはある程度指導可能だが、二次下請、三次下請までいくと、札幌市としての指導は難しいものと考えられる。

最低制限価格及びくじ引き入札等について

- (委員) 最低制限価格付近でのくじ引きが多発する原因は何か。
- (事務局) 工事については、一部を除いて予定価格が事前公表されていること、最低制限価格の算定式は公表されていること、及び工事によっては積算が定型的であること等により、最低制限価格を正確に算出することができる。
- また、設計等の業務については、予定価格は事後公表だが最低制限価格率が一律70%であるため、積算能力が高ければ最低制限価格を算出することは可能である。
- 昨今の経済状況から、各業者は落札するためにぎりぎりの入札をしてるので、結果的にくじ引きが多発することになる。
- (委員) 昨年度の委員会で説明のあった変動型の最低制限価格の導入については、どのような状況か。
- (事務局) この度の最低制限価格制度の改定や予定価格の事後公表による影響等を考慮し、今年度中の試行導入も含めて引き続き検討していきたいと考えている。

(委員) 設計等の業務について、予定価格の公表時期を事前から事後に変えたことによる影響はどのように出ているか。

(事務局) 落札率については、引き続き低下傾向である。

くじ引き発生率は、業務の積算が定型的なため最低制限価格の算出が可能であり、それほど下がっていない状況である。

## 第二部 工事成績評定の通知に関する再説明請求について（非公開）